ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するWG(第3回)

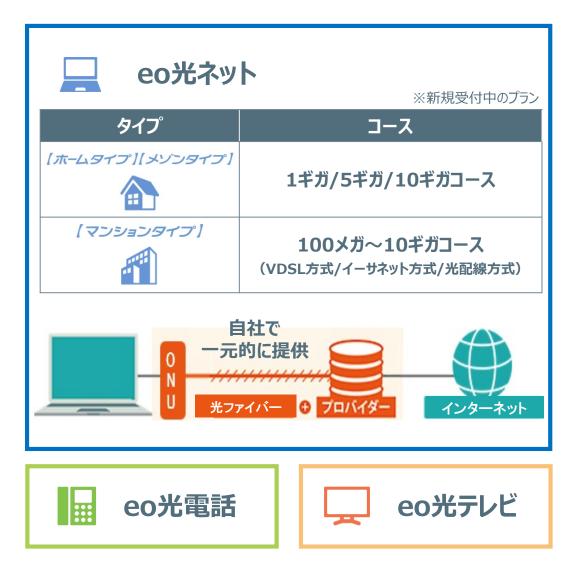
事業者ヒアリング資料

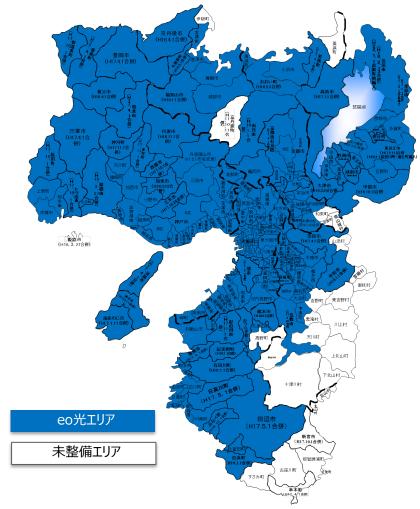
2023/10/13

株式会社オプテージ



・自社回線・自社設備にて、FTTHサービス「eo光」を近畿2府4県と福井県の一部で提供





- 注1) 上記は概略図(エリア内であっても一部サービス未提供地域あり)
- 注2) お客さま向けには、より詳細のエリア検索システムを提供

検討事項に係る弊社意見について

- ・ ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス制度について、不採算地域における「維持」等のための交付金制度とすることは、これまで民間主導の活発な設備競争により整備が進められてきたブロードバンドサービスの公正競争の確保の観点から適当
- ・ また、本制度に最低限必要なサービスレベルを維持するための費用として、<u>交付</u>金を負担する国民のコンセンサスを十分に得ることが、将来に亘る継続的な制度運用のために必要
- ・ この点、交付金・負担金の算定等の検討においては、<u>国民負担の公平性確保</u> <u>や負担額の最小化を前提に、</u>不採算地域におけるブロードバンドサービスの<u>持</u> 続可能なサービス提供につながる制度とすることが重要

- 安定的なサービス継続や品質維持に必要不可欠な設備更新に係る費用は、減価償却費として計上 され、更新年度以降は毎年の設備コストに含まれることが適当
- 他方、本制度は設備更新に係る費用も対象となるところ、後年度は負担金 (支援区域の追加的コスト) が増加する可能性があることから、制度内容について国民への周知・理解促進が重要

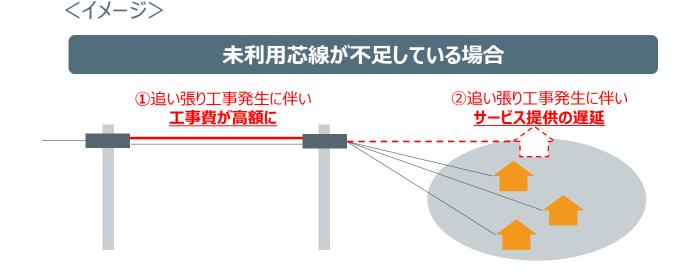
<参考>圧縮記帳に関する弊社の認識

前回WGで議論された、国・自治体からの補助金を受領した場合の圧縮記帳について、資産管理の 必要はあるものの、補助金を受領した年度の税負担を軽減するメリットは大きいと受け止め

メリット	デメリット
・ 補助金を受領した年度の税負担を軽減し、後年度に繰り延べることで平準化される	通常の減価償却と考え方が異なるため、
※後年度の法人税が増えるため、税の支払い総額は変わらない	対象設備ごとの資産管理が必要となる

【未利用芯線の必要性】

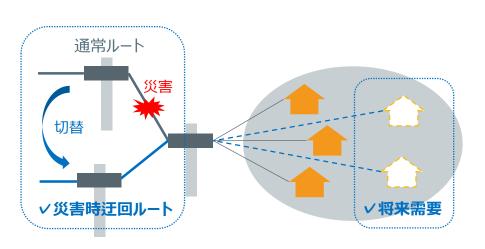
- ・ **未利用芯線は、**需要増加時のサービス提供や災害時の迂回ルートへの活用等、**迅速かつ高品質な** サービスを提供・維持するために必要な資産
- また、未利用芯線含む光ファイバケーブルの維持コストよりも未利用芯線不足により追い張り工事が発生した場合の工事費の方が高額であり、サービス提供の遅延も発生(下図)
- ・ 他方、<u>設備設置事業者はコスト最適化の観点から、未利用芯線含む設備の維持コストを最小限に</u> 抑える努力が必要



• 弊社は設計・構築から維持・運用まで、未利用芯線を含む設備の効率化に関する取組みを実施

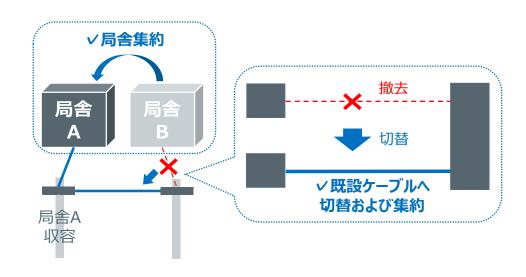
<弊社取組みイメージ>





地域需要の増加や災害時の対策を考慮し 必要最低限の未利用芯線を確保した 設計により、将来工事費を抑制

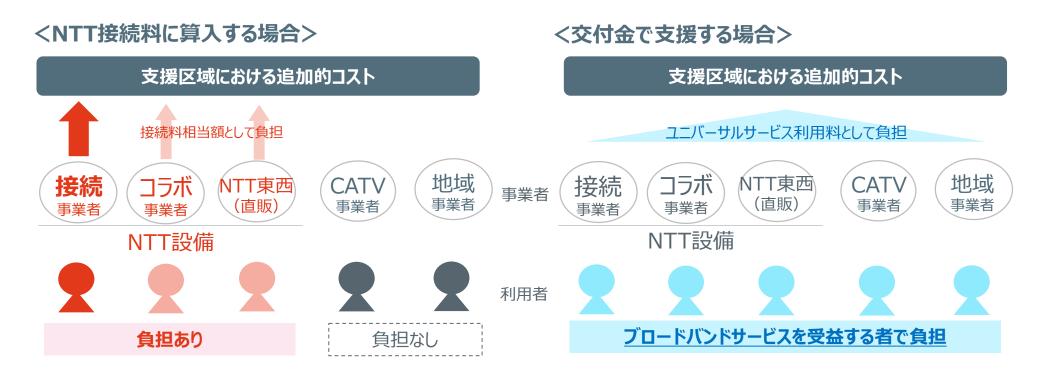
維持·運用



設備更新等に合わせた**局舎やケーブルの集約** により設備効率化を図り、維持費用を低減

【コスト負担の考え方】

- 未利用芯線を含む支援区域の追加的コストを、NTT接続料の原価に算入することは、NTTの設備を 利用するユーザーのみで負担することにつながるおそれ
- この点、支援区域における追加的コストは、ブロードバンドサービスを受益する者で負担された交付金 で支援されるべき
- また、NTT接続料と切り分けることにより接続料または卸料金との二重のコスト回収は回避可能と認識



- ブロードバンドサービスの普及拡大のためには、本制度について国民にあまねく周知・理解促進が必要であるところ、国や支援機関、事業者等による広報活動が積極的に行われることが重要
- その上で、各支援区域において個別の周知等が必要となる場合は、ユニバーサルサービスの内容に限定した宣伝費等、必要最低限のコストが原価に算入されることが望ましい

<参考> 電話リレーサービス制度における取組み例

総務省・支援機関による広報

□□ 公共インフラとしての 「電話リレーサービス」が 始まります!



出典:総務省 広報誌 令和3年6月号 掲載ページ(抜粋)

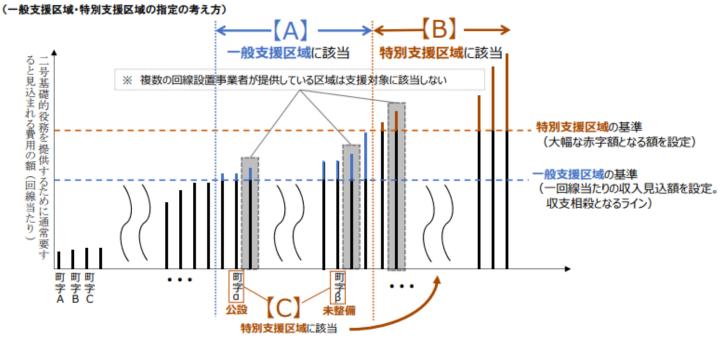


出典:電気通信事業協会 パンフレット(抜粋)

弊社Webサイトでの周知



- モデル上の赤字地域に該当する「未整備地域」や「公設地域」は、「地理的条件等により役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる場合」(事業法第110条の2第2項第1号口)に該当すると考えるところ、 未整備地域の解消等の観点から、赤字額の多寡に関わらず特別支援区域に指定されることが重要
- 一方で、大規模開発等による人口変化等により当該地域の収支が黒字となった場合は、区域指定について適宜見直すことが適当



(※)【C】以外にも、例えば地理的条件等により二号基礎的役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる特別の事情がある区域が存在した場合には、特別支援区域の補正を行うことも検討

出典:情報通信審議会答申「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」概要(令和5年2月7日)

